

秋田労働局発表
令和6年6月12日

【照会先】
秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 寺脇 悠太郎
○監察監督官 田村 順也
(電話) 018-862-6682

報道関係者 各位

タクシー・ハイヤー運転者の労働時間管理等に関する説明会を開催します

秋田県内の各労働基準監督署において、タクシー・ハイヤー運転者の労働条件の向上を図ることを目的に

- 働き方改革推進のための改正労働基準法
- 改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）等について、下記により説明会を開催します。

記

1 説明会開催の趣旨

上記①に関し、令和6年4月1日より特別条項付き時間外休日労働に関する協定を締結する場合の自動車運転の業務に従事する労働者（以下「自動車運転者」という。）の年間の時間外労働の上限が年960時間となりました。また、上記②に関し、自動車運転者は、労働基準法のほか、運転時間や勤務間インターバル等について定めた改善基準告示を遵守する必要があります。

令和5年6月にも各労働基準監督署で同説明会を開催しておりますが、繰り返し説明することにより周知徹底を図ります。

2 対象 秋田県内で主としてタクシー・ハイヤー事業を行う企業

3 日時、会場等

	開催日及び開始時間	会場
秋田労働基準監督署	6月24日(月)午後2:00	中央市民サービスセンター センターズ 洋室4 (秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所3階)
能代労働基準監督署	6月17日(月)午後1:30	能代合同庁舎 3階共用会議室 (能代市末広町4-20)
大館労働基準監督署	6月25日(火)午後2:00	大館市立中央公民館 多目的室 (大館市字桜町南45-1)
横手労働基準監督署	6月24日(月)午後2:00	十文字地区交流センター (横手市十文字町字海道下12-5)
大曲労働基準監督署	6月25日(火)午後1:30	大仙市大曲交流センター第1研修室 (大仙市大曲日の出町二丁目7-53)
本荘労働基準監督署	6月25日(火)午後1:30	本荘合同庁舎 1階共用会議室 (由利本荘市給人町17)

報道機関の皆様には、働き方改革に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。